

## 無料個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
経営相談	1月12日(火) 午後1時～4時	黒野秀樹 中小企業診断士	新たに事業を始めたい、今の事業を見直したいをはじめ経営に関するあらゆる相談	豊能町 商工会館
登記・法律相談	1月13日(水) 午後1時～4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	
税務・経理相談	1月14日(木) 午後1時～4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談	
労務相談	1月15日(金) 午後2時～4時	森啓治郎 特定社会保険 労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	

\* ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記までご連絡下さい。  
希望により出張相談も受け付けます。

\* 商工会では、上記のほかに金融相談などあらゆる相談・指導を行っています。  
ご希望の方は、お気軽にお申し出下さい。

### 相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏名： 事業所名： 住所：豊能町 電話番号：	テーマ名：  希望時間帯（1時間単位でお願いします） ： ～ ：
---------------------------------	---

豊能町商工会

豊能町余野1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail [toyono@gold.ocn.ne.jp](mailto:toyono@gold.ocn.ne.jp)

## 源泉所得税の年末調整について

本年も、年末調整を行う時期となりました。

源泉所得税の納付期限は1月12日（火）（納期の特例を受けている場合は1月20日）まで、法定調書・給与支払報告書等の提出期限は、2月1日（月）までです。

## 労働保険料第3期分の納付について

労働保険料の第3期分の納付は、2月1日までです。商工会に事務委託されている事業所については、後日納入通知書を送付いたしますのでよろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業所を支援します。

「持続化給付金」・「家賃支援給付金」の申請期限は、令和3年1月15日までです。申請期限にご注意ください。

## マル経融資（コロナ別枠）のご案内

新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、最近1か月間の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が5%以上減少している事業者又はこれと同様の状況にある事業者<sup>※</sup>に別枠で融資します

この融資制度は、小規模事業者が商工会の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を、商工会の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資を受ける制度です。

融資限度額：2,000万円 コロナ別枠 1,000万円

返済期間：運転資金 7年以内 設備資金 10年以内

基準金利：1.21%より当初3年間、▲0.9%引下げ

条件により利子補給制度も適用されます。（個人5%以上減少、法人15%以上減少）

新年明けましておめでとうございます。

本年もよろしく願いいたします。

新年は、1月4日（月）より営業いたします

理	監	副	会																
事	事	会	長																
門	中	上	高	長	大	谷	大	下	宮	小	西	大	井	坪	門	上	高	寺	大
節	西	西	橋	澤	西		西	坊	本	林		植	上	井	良	西	橋	本	西
子	恵	剛	宏	裕	信	勝	静	敏	隆	克	誠	好	和	弘	博	治	宏	誠	久
	子	毅	輔	二	司		義	之	志	彦	市	容	雄	明	博	行	治	治	幸

豊 能 町 商 工 会

豊 能 町 余 野 1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail [toyono@gold.ocn.ne.jp](mailto:toyono@gold.ocn.ne.jp)

## 令和2年分より年末調整が変わります

- ① 給与所得控除額が一律10万円引き下げられています。
- ② 基礎控除額が一律10万円引き上げられています。
- ③ 基礎控除を適用する場合、「基礎控除申告書」の提出が必要です。
- ④ 一定の要件に該当する場合、所得金額調整控除が適用されます。
- ⑤ 所得金額調整控除を適用する場合、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。
- ⑥ 各種控除の対象となる扶養親族、配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられています。

## ① 給与所得控除の引き下げ

給与等の収入金額（年収）	給与所得控除額	
	2020年度分以降	2019年度分まで
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	収入金額×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	収入金額×20%＋54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	収入金額×10%＋120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円（上限額）	220万円（上限額）
1,000万円超		

- ② 基礎控除の引き上げ（合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることができないこととされました。）

合計所得金額	基礎控除の額	
	2020年度分以降	2019年度分
2,400万円以下	48万円	38万円 （所得制限なし）
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

## ③ 扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	2020年度分以降	2019年度分
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

## 令和2年分の扶養控除額等

区 分		控除額
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円
	老人控除対象配偶者(昭和26年1月1日以前生)	480,000円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族(年齢16歳以上の人) (平成17年1月1日以前生)	380,000円
	特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満の人) (平成10年1月2日から平成14年1月1日生)	630,000円
	老人扶養親族(年齢70歳以上の人) (昭和26年1月1日以前生)	同居老親等以外の者 480,000円 同居老親等 580,000円
	一般の障害者	270,000円
障害者控除	特別障害者	400,000円
	同居特別障害者	750,000円
	勤労学生控除	270,000円
寡婦控除		270,000円
ひとり親控除		350,000円

障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

## 雑所得

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	公的年金等控除額
65歳以上の人	2,430,000円以下	120万円
65歳未満の人	1,300,000円以下	70万円
	1,300,000円超 2,140,000円以下	$(a) \times 25\% + 37\text{万円}5\text{千円}$

年齢65歳以上とは、昭和30年1月1日以前生まれの人